経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R８－１	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地） 熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字中横田字立神	53	14	125-2	山林	0.74	ヒノキ	58	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
				125-3	山林	0.18	ヒノキ	58						
				125-4	山林	0.49	ヒノキ	65						

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）、(13) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R８－２	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地） 熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字中横田字宮ノ尾	2270	11	37-1	山林	0.10	スギ	59	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
				37-2	山林	0.29	ヒノキ	59						
				37-3	山林	0.65	ヒノキ	59						
				37-4	山林	0.06	ヒノキ	63						

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）、(13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R８－３	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地）熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字中横田字村上	2340	10	42-1	山林	0.47	ヒノキ	58	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
				42-2	山林	0.25	ヒノキ	58						
2	甲佐町大字中横田字村上	2341	10	17-1	山林	0.11	スギ	60						
				17-2	山林	0.27	ヒノキ	58						

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R８－４	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地） 熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字中横田字宮ノ尾	2279	11	73-1	山林	0.66	ヒノキ	59	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
				73-2	山林	0.15	ヒノキ	69						

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）、(13) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R８－５	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地） 熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字中横田字宮ノ尾	2173-1	11	35	山林	0.38	ヒノキ	63	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
2	甲佐町大字中横田字内田	858-2	13	33	山林	0.34	ヒノキ	66						

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R８－６	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地） 熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字中横田字村上	2319	10	13-1	山林	0.25	ヒノキ	58	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
				13-2	山林	0.16	ヒノキ	62						
				13-3	山林	0.04	ヒノキ	56						
				13-4	山林	0.54	ヒノキ	62						

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）、(13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R８－7	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地） 熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字上早川字上田代	3639-2	6	7	山林	0.51	ヒノキ	67	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R８－８	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地） 熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字上早川字上田代	3639-3	6	10-1	山林	0.19	スギ	60	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
				10-2	山林	1.73	ヒノキ	65						
				10-3	山林	0.25	スギ	65						
				10-4	山林	0.11	スギ	70						
				10-5	山林	0.24	スギ	62						
				10-6	山林	0.18	ヒノキ	56						
				10-7	山林	0.15	ヒノキ	54						

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R８－９	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地）熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字安平字大久保	246	15	57-2	山林	0.17	スギ	65	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
2	甲佐町大字安平字大久保	292-1	16	39-2	山林	0.06	スギ	55						
3	甲佐町大字安平字大久保	292-2	16	41	山林	0.05	スギ	55						
4	甲佐町大字安平字大久保	304-1	16	28-2	山林	0.10	スギ	46						
5	甲佐町大字安平字大久保	304-2	16	43	山林	0.01	スギ	57						

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）、(13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R8-10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地） 熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字安平字大久保	109	15	122-1	山林	0.42	ヒノキ	50	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
				122-2	山林	0.06	スギ	72						
				122-3	山林	0.14	スギ	60						
				122-4	山林	0.50	ヒノキ	62						

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）、(13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R８－１１	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地） 熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字豊内字七曲	1399-1	31	194-1	山林	0.18	スギ	63	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
				194-2	山林	0.02	ヒノキ	58						
				194-3	山林	0.04	ヒノキ	58						
				194-4	山林	0.03	ヒノキ	58						
2	甲佐町大字豊内字七曲	1468-2	31	172	山林	0.24	ヒノキ	63						

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R８－１２	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地） 熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字坂谷字鹿里	3974	18	16-1	山林	0.07	ヒノキ	46	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
				16-2	山林	0.14	ヒノキ	66						
				16-3	山林	0.18	ヒノキ	62						
				16-4	山林	0.10	ヒノキ	46						
2	甲佐町大字坂谷字鹿里	4026	18	29-1	山林	0.15	ヒノキ	46						
				29-2	山林	0.32	ヒノキ	62						
3	甲佐町大字坂谷字滝下	4108-1	18	56	山林	0.24	スギ	45						
4	甲佐町大字坂谷字滝下	4108-2	18	55-1	山林	0.08	スギ	45						
				55-3	山林	0.14	スギ	45						

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R８－１３	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地）熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字中横田字中尾	1516-1	11	146	山林	0.54	ヒノキ	65	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	R８－１４	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 甲佐町長　　甲斐　高士	（所在地） 熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	甲佐町大字安平字大久保	248-1	16	78-1	山林	0.27	スギ	60	公告の日から	森林経営管理を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日まで。 2032年 3月31日まで	乙は、自然災害の防止など森林の多面的機能を発揮させるため、在続期間中に間伐(切捨・集積）を1回以上実施する。 気象害及び病害虫の確認のため、道路等から目視による巡視を年1回以上実施する。 経営管理実施権の設定は	本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視は全額甲佐町の負担で実施するものとし、この間伐により木材の販売収益が発生した場合には、本計画の遂行に要する経費に充当する。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
				78-2	山林	0.23	ヒノキ	47						

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　熊本県上益城郡甲佐町豊内７１９－４　氏名　甲佐町長　甲斐　高士

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住　所　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び巡視を実施する。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権実施配分計画の作成

この経営管理集積計画の定めるところにより、経営管理実施配分計画の作成は行わない。

（４）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（５）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（６）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（７）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。ただし、甲が復旧する場合は、この限りではない。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（８）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項(森林保険、復旧内容等）及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。